

函館市景観整備推進法人指定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第92条第1項の規定に基づく景観整備推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第92条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款または寄附行為
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 法人の沿革について記載した書面
- (4) 役員の氏名、住所および略歴を記載した書面
- (5) 組織図および事務分担を記載した書面
- (6) 申請の日に属する事業年度における事業計画書および収支予算書（指定申請書に記載した推進法人として行おうとする業務（以下「推進法人として行おうとする業務」という。）に係る事項とほかの事業に係る事項とを区分したもの）
- (7) 申請の日に属する事業年度の前年度の事業報告書、事業活動収支決算書および貸借対照表
- (8) その他参考となる事項を記載した書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条の規定によりなされた申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、推進法人に指定するものとする。

- (1) 推進法人として行おうとする業務の内容が、本市の都市景観行政の推進に資すると認められること。
- (2) 事業執行体制が、推進法人として行おうとする業務を適正かつ確実に行うことができると認められること。
- (3) 推進法人として行おうとする業務を的確かつ円滑に行うために

必要な経済的基礎を有すること。

- 2 市長は、推進法人に指定したときは、申請者に指定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

（変更の届出）

第4条 法第92条第3項の規定による届出は、名称等変更届書（別記第3号様式）によりしなければならない。

- 2 推進法人は、前条第2項の規定により通知した推進法人の業務（以下「推進法人の業務」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、業務変更届書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（事業報告）

第5条 推進法人は、毎事業年度の開始前に、事業計画および収支予算書（推進法人の業務に係る事項とほかの事業に係る事項とを区分したもの）を市長に提出しなければならない。

- 2 推進法人は、毎事業年度終了後、すみやかに、事業報告書および事業活動収支決算書（推進法人の業務に係る事項とほかの事業に係る事項とを区分したもの）を市長に提出しなければならない。

（業務廃止の届出）

第6条 推進法人は、推進法人の業務の全部を廃止しようとするときは、あらかじめ、廃止届書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年8月3日から施行する。

別記第 1 号様式（第 2 条関係）

景観整備推進法人指定申請書

年 月 日

函館市長 様

法人の住所

法人の名称

申請者

代表者氏名

電話 — —

景観整備推進法人として指定を受けたいので、景観法第 9 2 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

法人の種別	☐ 一般社団法人 ☐ 一般財団法人 ☐ 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人		
景観整備推進法人として行おうとする業務の内容	区分	具体的な業務の内容	
	景観法第 93 条	☐ 第 1 号	
		☐ 第 2 号	
		☐ 第 3 号	
		☐ 第 4 号	
		☐ 第 5 号	
		☐ 第 6 号	
		☐ 第 7 号	
事務所の所在地			
景観整備推進法人の業務の開始予定日		年 月 日	

注 1 法人の種別欄は、該当する□にレ印を記入してください。

注 2 景観整備推進法人として行おうとする業務の内容欄は、景観法第 9 3 条各号に定める業務のうち、該当する□にレ印を記入し、具体的な業務の内容を記載してください。

別記第2号様式（第3条関係）

景観整備推進法人指定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで申請のあった景観整備推進法人の指定について、
景観法第92条第1項の規定により、次のとおり指定したので通知します。

1 景観整備推進法人の名称

2 景観整備推進法人の住所

3 景観整備推進法人の業務

4 指定年月日
年 月 日

5 指定番号
号

別記第3号様式（第4条関係）

景観整備推進法人名称等変更届書

年 月 日

函館市長 様

法人の住所

法人の名称

申請者

代表者氏名

電話 — —

名称等を変更するので、景観法第92条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

指定年月日および指定番号		年 月 日 号
変更予定年月日		年 月 日
変更の内容	変更する事項	☐ 法人の名称 ☐ 法人の住所 ☐ 事務所の所在地
	変更前	
	変更後	
変更の理由		

注 変更する事項欄は、該当する□にレ印を記入してください。

別記第4号様式（第4条関係）

景観整備推進法人業務変更届書

年 月 日

函館市長 様

法人の住所

法人の名称

申請者

代表者氏名

電話 — —

景観整備推進法人の業務を変更するので、函館市景観整備推進法人指定要領第4条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

指定年月日および指定番号	年 月 日 号
変更予定年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

別記第 5 号様式（第 6 条関係）

景観整備推進法人廃止届書

年 月 日

函館市長 様

法人の住所

法人の名称

申請者

代表者氏名

電話 — —

景観整備推進法人の業務を廃止するので、函館市景観整備推進法人指定要領第 6 条の規定により、次のとおり届け出ます。

指定年月日および指定番号	年 月 日 号
業務廃止予定年月日	年 月 日
廃止の理由	